

〔最高裁民訴事例研究 四〇一〕

平一八二（民集六〇巻二号四九六頁）

銀行の本部の担当部署から各営業店長等にあてて発出されたいわゆる社内通達文書であって一般的な業務遂行上の指針等が記載されたものが民訴法二二〇条四号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとされた事例

最高裁判一七（許）第三九号、文書提出命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（平成一八年二月一七日第二小法廷決定、棄却）

〔事 実〕

本件は文書提出命令に対する許可抗告事件である。本件の本案訴訟は、銀行であるXが、Y₁およびY₂に対して、消費貸借契約および連帯保証契約に基づく合計一億五六四万円余の支払いを求めた事件である。Y₁らは、この本案訴訟において、①XとY₁との取引は、融資一体型変額保険に係る融資契約に基づく債務を旧債務とする準消費貸借契約であると

ころ、同契約は錯誤により無効である、②かりに、本件取引が消費貸借契約であったとしても、融資一体型変額保険に係る融資契約は錯誤により無効であり、同契約に関してY₁らがXに支払った金員について、Y₁らは不当利得返還請求権を有するので、同請求権とXの本訴請求債権とを対当額で相殺とする、と主張して争った。

この本案事件において、Y₁らは、Xが融資一体型変額保険の勧誘を保険会社と一体となつて行つていた事実を証明するためにあるとして、Xが所持する複数の文書につき、文書提出命令を申し立てた。対象文書は、Xを当事者の一方とする別件訴訟において、他方の当事者が書証として提出した文書であつて、①平成元年七月三十一日付「営業推進情報」と題する文書、②平成元年十一月付「（変額）一時払い終身保険に対する融資案件の推進について」と題する文書、③「対策例、推進の好事例」と題する文書、④「一時払い終身保険料（変額保険）に対するローン実行報告について」と題する文書、⑤平成二年七月五日付「FAレポート」と題する文書、⑥平

成三年六月二七日付「F Aレポート」と題する文書、⑦平成三年九月付「変額一時払終身保険の取引先紹介に関わる生保会社からのメリット吸収について」と題する文書の合計七文書であり(以下、「本件各文書」という)、いずれもXの社内通達文書である。

原々審は、このYらの申立てを認め、民訴法二二〇条四号に基づいて、Xに本件各文書の提出を命じた。Xは、即時抗告を申し立て、本件各文書は、民訴法二二〇条四号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当すると主張したが、原審は、本件各文書は、(1)高度の営業秘密に関する事項や融資の相手方の具体的な信用情報など外部に流布することが性質上極力避けられるべきものが記載されている文書ではない、(2)貸出稟議書等のように抗告人の内部の意思が形成される過程で作成される文書でもないなどとして、Xの抗告を棄却した。これに対して、Yが許可抗告の申立てをし、許可された。

〔決定要旨〕

抗告棄却

「ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な

意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民訴法二二〇条四号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解するのが相当である(最高裁判平成一一年(許)第二号同年一月一二日第二小法廷決定・民集五三卷八号一七八七頁参照)。

これを本件各文書についてみると、記録によれば、本件各文書は、いずれも銀行である抗告人の営業関連部、個人金融部等の本部の担当部署から、各営業店長等にあてて発出されたいわゆる社内通達文書であって、その内容は、変額一時払終身保険に対する融資案件を推進するとの一般的な業務遂行上の指針を示し、あるいは、客観的な業務結果報告を記載したものであり、取引先の顧客の信用情報や抗告人の高度なノウハウに関する記載は含まれておらず、その作成目的は、上記の業務遂行上の指針等を抗告人の各営業店長等に周知伝達することにあることが明らかである。

このような文書の作成目的や記載内容等からすると、本件各文書は、基本的には抗告人の内部の者の利用に供する目的で作成されたものということができる。しかしながら、本件各文書は、抗告人の業務の執行に関する意思決定の内容等をその各営業店長等に周知伝達するために作成され、法人内部で組織的に用いられる社内通達文書であって、抗告人の内部

の意思が形成される過程で作成される文書ではなく、その開示により直ちに抗告人の自由な意思形成が阻害される性質のものではない。さらに、本件各文書は、個人のプライバシーに関する情報や抗告人の営業秘密に関する事項が記載されているものでもない。そうすると、本件各文書が開示されることにより個人のプライバシーが侵害されたり抗告人の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって抗告人に看過し難い不利益が生ずるおそれがあるということはできない。」

〔研究〕

本決定の結論に賛成する。

一 本決定の意義

本決定は、金融機関が作成・所持する社内通達文書が自己利用文書に当たるかどうかにつき、最高裁として初めて判断を示したものであり、同じく金融機関が作成・所持する貸出稟議書が自己利用文書に当たるかどうかを判断した最高裁判平成一一年一月一二日決定民集五三卷八号一七八七頁（以下、「平成一一年決定」という）の判断基準を完全に踏襲しながら、これとは反対の結論を導いたものである。社内通達文書という企業において日常的に用いられる

文書の自己利用文書該当性に関する判断であること、および、平成一一年決定の判断基準の具体的な適用において貸出稟議書とは異なる判断をした点で、実務と理論の双方にとって重要な意義を有する。⁽¹⁾ 本決定が引用する平成一一年決定は、貸出稟議書に関して自己利用文書該当性を肯定する判断を示したが、こうした判断の射程は広く社内文書全般に及ぶのではないかという、企業にとって楽観的な観測も一部にあった。実際、企業に関連する文書について、最高裁レベルで自己利用文書該当性が否定されたのは、平成一一年決定以後ではごくわずかにとどまる。しかも、そのうちの一件は、破綻した金融機関の貸出稟議書であり、⁽²⁾ 企業の自由な意思形成に支障が生じない特殊な事案であった。また、もう一件は、やはり破綻した金融機関に関する調査報告書であり、これも非日常的な用途に用いられる特殊な文書であった。⁽³⁾ しかし、本決定は、企業が社内での日常的に用いる文書の中にも、自己利用文書該当性を否定される文書があることを明らかにした。社内通達文書は、わが国の企業社会で広く用いられており、貸出稟議書と異なつて金融機関に限られるものでもないので、本決定の実務におけるインパクトは大きい。

二 平成一一年決定の判断基準

本決定が依拠した平成一一年決定は、民訴法二二〇条四号二所定の自己利用文書に該当するかどうかの判断基準として、①文書の作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていないこと（外部非開示性）、②開示されると個人のプライバシーが侵害されたり、個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあること（不利益性）、③自己利用文書該当性を否定すべき特段の事情がないこと（特段の事情の不存在）という三つを示し、これらをすべて満たす場合には自己利用文書該当性が認められ、文書提出義務は阻却されるとした。このうち、外部非開示性は、自己利用文書の定義そのものから直接的に導かれるものであり、また、特段の事情の不存在は、例外的な事態に備えた一種の安全弁であり、ともにいわば当然の要件である。これに対し、不利益性は、民訴法二二〇条四号二の条文解釈から直接的に導かれるものではなく、文書提出義務を一般義務化して提出文書の範囲を拡大しようとした平成八年改正の趣旨を具体的に実現する

ために、最高裁が自己利用文書概念を限定解釈すること有所期して特に付加した要件である。

外部非開示性の要件と不利益性の要件との相互関係は、次のように考えられる。外部非開示性を判断する際の考慮要素として、平成一一年決定は、文書の作成目的、記載内容、所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情を挙げているが、外部非開示性はその定義上必然的に文書の作成目的に大きく依存する概念であるから、これらのうちで決定的な意味があるのは、文書作成時における作成目的を中心的な要素とする当該文書の類型的な性質である。そうすると、記載内容や所持に至る経緯などの個別事情が具体的に考慮されることは実際にはあまり考えられず、結果として外形的かつ抽象的な判断にとどまることになる。このことは、平成一一年決定において如実に表れている。同決定中で外部非開示性の判断にかかるのは、「銀行の貸出稟議書は、銀行内部において、融資案件についての意思形成を円滑、適切に行うために作成される文書であって、法令によってその作成が義務付けられたものでもなく、融資の是非の審査に当たって作成されるという文書の性質上、忌たんのない評価や意見も記載されることが予定されているものである。したがって、貸出稟議書は、専ら銀行内部

の利用に供する目的で作成され、外部に開示することが予定されていない文書であって、」という部分であるが、一読して明らかのように、金融機関の貸出稟議書であるという一事だけで外部非開示性が肯定されており、当該文書の記載内容や所持に至る経緯などの個別事情は考慮の対象になっていない。

他方、不利益性の要件であるが、「開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがある」かどうかは文書の類型だけから適切に判断することはできず、文書ごとの具体的な記載内容を見る必要があるし、文書の記載内容とプライバシーまたは意思決定の主体との関係によっても左右されるので、本来的に具体的かつ個別的な判断が要求されるはずである。もともと、これに対しては、不利益性の要件もまた、外部非開示性の要件と同様に文書の種類に応じた類型的判断であって、個別具体的な記載内容(5)の問題にするものではないとする見解がある。この見解は、その理由として、①自己利用文書は、法律関係文書や利益文書のように、個々の事件における拳証者と文書との具体的かつ相対的な関係が問題になるものとは異なり、文書そのものの特性に着目した概念であるから、事実ごとに自己利用文書該当性が異なるという事態は想定しにくいこと、

②民訴法二二〇条四号ハの立法趣旨が、個人のプライバシーのほか、個人や法人の意思決定過程や討議内容をみだりに公開されない自由を保護し、自由な意思形成が阻害されるおそれを防止しようとするにあることに照らすと、個々の文書の具体的な記載内容や訴訟における個別的な事情によって民訴法二二〇条四号ハ該当性が左右されるのは、自由な意思形成等が保障されないことになりかねないことを挙げる。(6)しかし、①については、かりに自己利用文書が「文書そのものの特性に着目した概念」であるとしても、そのことが「文書の種類に応じた類型的判断」と必然的に結びつくわけではないとの反論が可能である。また、そもそもすべての文書が明確かつ適切に類型化できるものではないし、類型化が可能な場合であっても同一類型内における文書の記載内容はときとして千差万別である。何より、およそ文書の特性なるものは、つまるところは文書の記載内容に依存するのであり、文書によっては個別的な記載内容を見なければその特性を知ることができない。ちなみに、平成一一年決定およびその前後の一連の裁判例の多くでは、たまたま金融機関の貸出稟議書という性格のはっきりした類型化のしやすい文書が問題になっていたが、これは企業が使用する文書の多様性から考えるとむしろ稀

な事態である。また、②についても、基本的に、これと同じ批判が妥当する。論者が指摘するプライバシーや自由な意思形成の阻害のおそれは、事実の記載か意見や評価の記載か、記載内容の詳細さの程度、不記載事項の推知の可能性などは言うに及ばず、わずかな表現やニュアンスの違いによっても大きく異なってくるのが珍しくないから、個別的な記載内容こそが決定的なファクターとなる。また、プライバシーや意思形成の自由は主観的かつ属人的なものであるから、事柄の本質において類型的な判断にはなじまない⁽⁷⁾。さらに言えば、そもそも団体における意思形成の自由が不利益性の要件の考慮要素として妥当かどうか自体に疑問があるが、この点は後述する。

いずれにせよ、平成一一年決定は、一般論としては外部非開示性とは別に不利益性の要件を立てながら、具体的なあてはめとしては具体的または個別的な判断を一切行わなかった。そればかりか、外部非開示性の要件と不利益性の要件の区別をすることなく両者を一緒に判断しているために、不利益性の要件を定立した意義それ自体が没却されている⁽⁸⁾。すなわち、同決定において不利益性の要件の判断に言及しているのは、「したがって、貸出稟議書は、専ら銀行内部の利用に供する目的で作成され、外部に開示するこ

とが予定されていない文書であって、開示されると銀行内部における自由な意見の表明に支障を来し銀行の自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものとして、⁽⁹⁾という部分であるが、この前半は前記引用の最後の部分であり、外部非開示性の判断を示した部分であるから、外部非開示性の判断と不利益性の判断を一括して行っていることになり、そのために不利益性の要件は具体的なあてはめにおいてまったく活かされていない。もっとも、平成一一年決定の評価として、長谷部教授は、「本決定が貸出稟議書を文書提出命令の対象から除外したのは、貸出稟議書に相手方に開示されては銀行の業務に支障を来すような内容が実際に記載されているからではない」のであって、「貸出稟議書は、銀行の意思形成過程で作成される文書であるがゆえに、その記載内容を問わず、提出義務から除外されるべきである」というのが、本決定の趣旨ではないだろうか⁽⁹⁾とする。つまり、平成一一年決定自身が、不利益性の要件を類型的判断のみを想定した概念として定立したというのである。しかし、かりにそうであるとすれば、不利益性の要件は、誕生時においてすでに自家撞着に陥っていると言わざるを得ない。なぜなら、文書の種類として類型的に外部非開示性の要件を満たしている文書が、文書の種類として類型的に

不利益性の要件を満たさない場合というのはおよそ想定できず、不利益性の要件を外部非開示性の要件と別個に定立した意味がなくなるからである。文書の種類として類型的に外部非開示性の要件を満たしている文書は、類型的には常に「開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがある」文書であろう。したがって、外部非開示性の要件を実質的に機能させるためには、個別の文書の具体的な記載内容を見る以外にはない。

また、不利益性の要件の判断に具体的かつ個別的なアプローチが必要であることは、すでに最高裁自身が認めているところである。すなわち、最決平成一二年三月一〇日民集五四卷三号一〇七三頁は、電気機器類の回路図および信号流れ図を対象とする文書提出命令の申立てにつき、当該文書を二二〇条四号ハ所定の自己利用文書に当たるとして文書提出命令の申立てを却下した原審を破棄したが、その理由として、「原決定は、本件文書が外部の者に見せることを全く予定せずに作成されたものであることから直ちにこれが民訴法二二〇条四号ハ所定の文書に当たると判断しており、その具体的内容に照らし、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生じるおそれがあるかどうかについて具体的に判断していない」と述べている。ちなみに、

不利益性の要件を類型的判断と考える見解は、この事件は例外的に類型的な判断が困難な特殊な事案であったとして、この判例の射程をなるべく狭く捉えようとする⁽¹⁰⁾。しかし、むしろ類型的な判断が可能な文書のほうが稀有であることは明らかであるし、論者が類型的な判断が可能な文書として唯一想定する貸出稟議書といえども、個別の具体的な記載内容によって不利益性の有無や程度は大きく異なってくる。したがって、最決平成一二年三月一〇日の考え方こそが、原則的なアプローチであるべきであろう。

三 平成一一年決定と本決定の相違

平成一一年決定で問題となった稟議書と本件で問題になった通達文書は、ともに企業における業務の過程において使用される社内文書であるが、そもそも社内文書は企業の内部者のみの間で利用する目的で作成されるのが通常であり、外部の者への開示が予定されている社内文書はきわめて稀であろうから、社内文書はほぼ自動的に外部非開示性の要件を満たすことになる。したがって、外部非開示性の点では、貸出稟議書に関する平成一一年決定と社内通達文書に関する本決定との間で実質的に異なるところはない。すなわち、本決定は、社内通達文書の意義を述べたうえで、

「このような文書の作成目的や記載内容等からすると、本件各文書は、基本的には抗告人の内部の者の利用に供する目的で作成されたものということができる」と判示しているが、これは、平成一一年決定における「貸出稟議書は、専ら銀行内部の利用に供する目的で作成され、外部に開示することが予定されていない文書であって」という判示とほぼ同旨である。つまり、社内通達文書についても外部非開示性の要件はほぼ当然に肯定される。結局、平成一一年決定の基準の適用において中心的な役割を演ずるのは不利益性の要件であり、本決定と平成一一年決定の結論を分けたのも、まさに不利益性の要件であつた。

平成一一年決定は、貸出稟議書について不利益性を肯定する際の考慮要素として、①銀行内部において、融資案件についての意思形成を円滑、適切に行うために作成される文書であること、②融資の是非の審査に当たって作成されるという文書の性質上、忌たんのない評価や意見も記載されることが予定されていること、③開示されると銀行内部における自由な意見の表明に支障を来し銀行の自由な意思形成が阻害されるおそれがあること、という三点を挙げている。ちなみに、同決定は、先に述べたように、外部非開示性と不利益性を一緒に判断しているのので、①と②は、外

部非開示性の考慮要素であると同時に不利益性の考慮要素でもあると考えられる。これに対し、本決定が社内通達文書について不利益性を否定した考慮要素を上記に対応する順番で挙げれば、①銀行の内部の意思が形成される過程で作成される文書ではないこと、②一般的な業務遂行上の指針を示し、あるいは、客観的な業務結果報告を記載したものであり、取引先の顧客の信用情報や銀行の高度なノウハウに関する記載は含まれていないこと、③開示により直ちに銀行の自由な意思形成が阻害される性質のものではないこと、という三点である。このように、本決定は、平成一一年決定の考慮要素に逐一対応する形で考慮要素を掲げ、それぞれについて判断を示している。

それでは、同一の判断基準の下に同種の考慮要素を対象にしたにもかかわらず、本決定が平成一一年決定と反対の結論にたどり着いた理由は何であつたのか。両者を比較すると明らかであるが、結論の相違を導いたのは、①貸出稟議書は企業の意思形成のための文書であると判断されたのに対し、社内通達文書は企業の意思形成のための文書ではないと判断されたこと、②貸出稟議書には顧客の信用や企業のノウハウに関する情報が記載されていると判断されたのに対し、社内通達文書には顧客の信用や企業のノウハウ

に関する情報は記載されていないと判断されたこと、③貸出稟議書が開示されると企業の自由な意思形成が阻害されるおそれがあると判断されたのに対し、社内通達文書が開示されても企業の自由な意思形成は阻害されないと判断されたことである。そして、これらは貸出稟議書と社内通達文書の一般的な相違の整理としておおむね妥当である。社内通達文書は、その記載内容において貸出稟議書よりも客観性が高く、また、発出に際してその相手先が広い範囲に及ぶことが多いため、公開されることによる不利益は一般的にはあまり高くないと言つてよい。

このように、平成一一年決定と本決定とで不利益性の認定が反対になった理由は、対象文書の基本的な性格が異なることが大きな要因であるが、両者の違いを導いた理由はそれだけではない。平成一一年決定は、貸出稟議書ということだけで文書の性質決定をしており、当該事件における文書の具体的な記載内容などには考慮を払っていないのに対し、本決定は、「本件各文書は、いずれも銀行である原告人の営業関連部、個人金融部等の本部の担当部署から、各営業店長等にあてて発出されたいわゆる社内通達文書であつて、その内容は、変額一時払終身保険に対する融資案件を推進するとの一般的な業務遂行上の指針を示し、ある

いは、客観的な業務結果報告を記載したものであり、取引先の顧客の信用情報や原告人の高度なノウハウに関する記載は含まれておらず」として、社内通達文書というだけで文書の性質決定をするのではなく、本件文書の具体的な記載内容を考慮するアプローチをとっている。⁽¹⁾したがって、本決定のような具体的かつ個別的なアプローチの下では、社内通達文書といえども不利益性が肯定されるものが出てくる余地があろうし、反対に、平成一一年決定によつて不利益性が一般的に肯定された貸出稟議書といえども、記載内容によつては不利益性が否定される可能性もあろう。

四 団体の自由な意思決定

これまで見てきたように、本決定のとつたアプローチおよび結論は、おおむね妥当なものと考えられる。しかし、本決定が前提としている平成一一年決定の判断基準それ自体には、疑問がないわけではない。同決定は、不利益性が認められる例として、個人のプライバシーの侵害と団体の自由な意思決定の阻害を挙げる。このうち、文書提出命令事件で相手方とされるのは主として団体であるため、個人のプライバシーの侵害よりも団体の自由な意思決定が問題になる事件が多い。本件においても、原告人は、社内通達

文書であっても意思決定の自由が阻害されるとする主張を、抗告理由の中心に置いて議論を展開している。⁽¹²⁾

しかし、学説の中には、団体の自由な意思決定の阻害は、自己利用文書性を否定する理由とはならないという見解も存在する。⁽¹³⁾ この見解は、「企業の作成・所持する文書は二二〇条四号ハの技術・職業の秘密に関する文書の範囲内で十分保護されるから、自己利用文書は証言拒絶権の対象から外れている個人のプライバシー保護のために不開示とされていると解すべきである」とする。たしかに、開示されれば企業の正当な業務遂行に支障を来すような情報は、法的な秘密として保護されているはずである。したがって、法的な秘密として保護されていない情報が開示されたからといって、それで意思決定の自由が阻害されるというのは牽強付会であり、また、事実として意思決定の自由は何らかの制約が及ぶことがあり得るとしても、それは文書提出義務の例外を認める理由にはならない。また、団体の自由な意思決定の阻害を不利益性の要件を満たすものとして認めると、文書が当該団体にとって重要であればあるほど意思決定の自由を阻害するという論理の下に、およそ重要な文書はすべて提出義務を免れることになりかねない。そうであるとすれば、この見解が示唆するように、不利益性の

要件を満たすのは原則としてプライバシーの侵害に当たる場合のみとすべきであり、団体の自由な意思決定の阻害は、そもそも不利益性の例としてはふさわしくないと解される。

ところで、平成一一年決定が、不利益性の要件を満たす例として挙げたのは、個人のプライバシーの侵害と団体の自由な意思決定の阻害だけであるが、本決定は、これらに加えて、さらに営業秘密の保護も挙げている。しかし、営業秘密については、別途、民訴法二二〇条四号ハに規定が置かれている。そして、同規定で保護される営業秘密はその保護で足りるし、同規定の保護に値しない営業秘密を同条同号ニで迂回的に保護することは考えられない。したがって、いずれにしても、自己利用文書の判断要素に営業秘密を掲げる理由はなく、営業秘密の保護を例に挙げることは、これが二重に保護されているかのごとき誤解を招くことにもなつて疑問である。

五 今後の展望

平成一一年決定に本決定が加わったことにより、一方で稟議書型の文書は自己利用文書に当たるので提出義務を負わず、他方で社内通達文書型の文書は自己利用文書に当たらないので提出義務を負うという基準が、社内文書の管理

に関する企業実務では、一応の目安としてできたということになるのかもしれない⁽¹⁴⁾。しかし、そのようなステレオタイプの見方をすべきではない。平成一一年決定の対象であった稟議書についても、同決定の射程が直接及ぶのは金融機関の貸出稟議書のみであり、その他の稟議書についてはなお結論が留保されていると考えるべきであろう。また、稟議書といひ社内通達文書といひても、それぞれの境界はときとして不明確であり、議事録とか通知書などの文書をとどのように位置づけるかという問題もある。また、本決定のように具体的かつ個別的なアプローチをとれば、稟議書といえども自己利用文書に当たらないとされる余地は、十分にあり得ると思われる。

ところで、文書ごとの内容に応じて判断する具体的かつ個別的なアプローチをとる場合には、裁判所が文書の記載内容またはその概要を知る必要がある。本決定の事案では別件訴訟においてXの相手方が本件の対象文書のすべてをすでに書証として提出していたので、裁判所もYらも各文書の記載内容を知りうる状態にあったようであるが、このような事態は稀有である。そこで、イン・カメラ手続の活用が望まれる。ただし、イン・カメラ手続には、当事者の手続保障なく裁判所の心証形成が行われる危険があり、安

易な利用は慎むべきであるので、ヴォーン・インデックスの活用もあわせて望まれる⁽¹⁵⁾。ヴォーン・インデックスは、アメリカでは広く活用されているが、わが国ではほとんど使われていない。ヴォーン・インデックスの実務慣行がないわが国で、当事者が自発的にこれを使うことは考えにくいので、裁判所の積極的な訴訟指揮が必要であろう⁽¹⁶⁾。イン・カメラ手続またはヴォーン・インデックスで文書の記載内容を把握できた場合には、たとえ文書の一部に個人のプライバシー等に関する情報が含まれている場合でも、それが文書全体にわたることは稀であるから、なるべく一部提出の可能性を検討して、不都合のない部分については提出を命ずるよう努めるべきである。

(1) 本決定の評釈および解説(簡略なものを含む)として、我妻学・金判一二三七号(二〇〇六年)一頁、階猛・NB L八三〇号(二〇〇六年)二三頁、長谷川俊明・銀行法務21六六〇号(二〇〇六年)四頁、小林秀之・銀行法務21六六〇号(二〇〇六年)八頁、久保淳一・銀行法務21六六〇号(二〇〇六年)一一頁、香月裕爾・銀行法務21六六〇号(二〇〇六年)一四頁、石毛和夫・銀行法務21六六〇号(二〇〇六年)四五頁、和田吉弘・法セミ六一九号(二〇〇六年)一二〇頁、山際悟郎・金判一二四六号八頁等参照。
(2) 最決平成一三年二月七日民集五五巻七号一四一一頁。

- (3) 最決平成一六年一月二六日民集五八巻八号二三九三頁。
- (4) 小野憲一「判解」『最高裁判所判例解説・民事編・平成一一年度(下)』(法曹会・二〇〇二年) 七七二頁・七八三頁参照。
- (5) 小野・前掲注(4)七八三頁、福井章代「判解」『最高裁判所判例解説・民事編・平成一二年(下)』(法曹会・二〇〇三年) 九二一頁・九二九頁。
- (6) 福井・前掲注(5)九二九頁。
- (7) 山本弘教授は、団体の自由な意思形成の自由の保障は、忌憚なき討論・意見交換のための制度的保障として必要であるというのが最高裁の論理であるから、個別の文書の内容を云々する発想はこれと調和したいという。山本弘「判批」リマックス二四号一一八頁・一二一頁。しかし、かりにそこにいる制度的保障の論理を前提とするとしても、制度的保障が常に類型的判断とのみ結び付くわけではない。また、類型的判断によって実質的に意思形成の自由が阻害されない場合にまで保護の範囲を拡げるのは、文書所持者に対する過剰な保護と言うべきであろう。
- (8) 平成一一年決定における「不利益性」の要件の適用に疑問を呈する見解として、山本和彦「銀行の貸出稟議書に対する文書提出命令」NB L六七九号(一九九九年) 六頁・一一頁、大村雅彦「判批」平成一一年度重判解(二〇〇〇年)一二五頁、上野泰男「判批」リマックス二一号(二〇〇〇年) 一三三頁、長谷部由起子「内部文書の提出義務」青山善充ほか編『民事訴訟法理論の新たな構築(下)』(新堂幸司先生古希祝賀)『(有斐閣・二〇〇一年) 二九九頁・三一四頁等参照。
- (9) 長谷部・前掲注(8)三一五頁。
- (10) 小野・前掲注(4)七八三頁、福井・前掲注(5)九三六頁。
- (11) 山際・前掲注(1)は、本決定が不利益性の要件について類型的判断をしたのか個別具体的判断をしたのかは、本決定の記載からは必ずしも明確ではないとしつつ、理由中に「本件各文書は、個人のプライバシーに関する情報や報告人の営業秘密に関する事項が記載されているものでもない。」との記載があることから、本決定は、本件各文書の個別具体的な記載内容を問題としていと理解することも可能であるとする。
- (12) 民集六〇巻二五〇一頁。
- (13) 松本博之「上野泰男『民事訴訟法(第四版)』(弘文堂・二〇〇五年) 四二八頁。
- (14) 小林・前掲注(1)九頁参照。
- (15) 三木浩一「文書提出命令の申立ておよび審理手続」竹下守夫編集代表『講座新民事訴訟法II』(弘文堂・一九九九年) 五九頁・八八頁、小林秀之『新証拠法(第二版)』

(弘文堂・二〇〇三年) 三〇八頁等参照。

(16) アメリカでは、イン・カメラ手続は、ヴォーン・イン
デックスでは不十分な場合における最後の手段とされる。
三木・前掲注(15)八九頁参照。

三木 浩一